

砂川市規則第 11 号
令和 8 年 3 月 20 日

砂川市申請書等の押印の省略に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市申請書等の押印の省略に関する規則の一部を改正する規則

砂川市申請書等の押印の省略に関する規則（令和4年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「うえで」を「上で」に改める。

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。